

令和3年度 関東高等学校ゴルフ選手権冬季大会 関信越地区予選

Ver.1

■開催日:10月18日(月)

■開催コース:那須野ヶ原カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰(2罰打)」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア(規則 17)

那須コース 8番ホールグリーン左にあるペナルティーエリアの中に球がある場合(見つかっていない球がそのペナルティーエリアに止まっていることが分かっている、または事実上確実である場合を含む)、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で:

- ・規則 17.1に基づき救済を受ける。または、
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

3. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則 16)

(a) 修理地

- (1)青杭を立て、白線で囲まれた区域。
- (2)グリーンの前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

(b) 動かせない障害物

- (1)排水溝
- (2)小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。
(小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。)
- (3)人工の表面を持つ道路に接している枕木や丸太は、その道路の一部とみなす。
- (4)動かせない障害物と白線でつながれている区域は、その動かせない障害物の一部として扱われる。
- (5)那須コース3番ホールのグリーン後方の保護フェンスに球が近接し、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは次ができる。
 - ・規則 16.1に基づき罰なしの救済を受ける。または、
 - ・追加の選択肢として、元の球か別の球をその球に最も近いドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

4. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

5. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

- (a)樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
- (b)ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

6. 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2)、17.1d(2)、19.2b、19.3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた箇所から 1 クラブレンジス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていないければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2 回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用することができる。

7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え

規則 4.1b(3)は次のように修正される:

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:規則 4.1b 参照

8. クラブと球の規格

(a)ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b)ストロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年 1 月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

(c)ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

9. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない:

伝統的なスパイク一すなわち、地面を深く貫くようにデザインされた 1 つあるいは複数の鉗を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。

このローカルルールの違反に対する罰:規則 4.3 参照

10. プレーの中止と再開(規則 5.7)

(a)即時中断(落雷・Jアラート等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b)通常の中止(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b,c,d に従って処置すること。

(c)プレーの中止と再開の合図

通常のプレー中断、険悪な気象状況による即時中断、プレーの再開は競技委員会の指示による。

11. 練習(規則 5.2)

(a)ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

(b)プレーヤーはラウンドとラウンドの間にコース上で練習してはならない。このローカルルールの違反に対する罰:

最初の違反の罰 :一般の罰(プレーヤーの最初のホールに適用される)

2 回目の違反の罰 :失格

12. 移動

ラウンド中、プレーヤーやキャディーは動力付きの移動機器に乗車して移動してはならない。(ただし、委員会が承認する場合や、事後承認した場合を除く)。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする(あるいはプレーした)プレーヤーは常に動力付きの移動機器に乗車して移動することが承認される。

このローカルルールの違反に対する罰:違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用される。

13. キャディー

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:プレーヤーはキャディーに支援してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技の条件

1. 參加資格

プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならぬ。

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

3. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 今大会は手引きカードを使用することはできない。
 2. 今大会では距離計測器を使用することができる。(2点間の距離のみ)
 3. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a および、20.2 に基づいて失格とする場合がある。
 4. 平成31年4月1日より、日本高等学校ゴルフ連盟のユニフォーム規定が改定されましたので、各自 HP で十分確認し、ユニフォーム規定を遵守すること。守れない場合は、大会参加を認めない。また、プレー中は着帽のこと。
 5. 頭髪にパーマネント等を施している者、長髪の者、茶色に染めている者等は参加できない。ピアス、ブレスレット等の装飾品等は身につけないこと。守れない場合は、大会参加を認めないこともある。
 6. ローカルルール 9 項において規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
 7. スタート前の練習については主催者の指示に従うこと。
 8. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないように注意すること。(プレーの不当な遅延については罰を課すことがある。)また、グリーン上の「旗竿」の取り扱いはプレーヤー同士で協力をしてを行い、旗竿を挿したままプレーする際は、プレー中であることが後続組の視界に入るよう工夫するなど、打球事故防止に努めること。
 9. 携帯電話・スマートフォン等は、コース内、クラブハウス内では使用しないこと。ただし、緊急の連絡(怪我や体調不良等での連絡)の場合を除く。(競技委員・運営委員等は緊急時使用することがある。)
 10. マスクは、ラウンド中以外のクラブハウス・練習グリーンなどは必ず着用すること。
 11. 全使用球にフルネームと、通し番号を記入すること。また、スコアカードには同伴競技者全員のスコアを記入すること。
「規則書」(JGA2019 年度版)・本競技規則・目土袋・スコップ・グリーンフォークは、競技開始から終了まで必ず携帯すること。
※「規則書」・目土袋等を持参しない場合、規則1.2b を適用し、失格とする場合がある。
 12. プレーの準備等のため、ラウンド途中で競技委員が選手にスコアを尋ねる場合がある。

競技委員長

距離表 那須野ヶ原カントリークラブ（男子） 使用ティマーカーは、青色とする 使用グリーン：A

那須野ヶ原カントリークラブ（女子） 使用ティマークーは、白色とする 使用グリーン：A